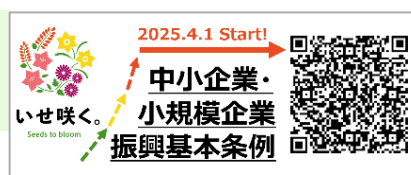


令和8年度 伊勢崎市 中小企業GX推進事業費補助金



制度の目的



市内で事業を営む者のエネルギー価格高騰による影響を緩和し、その事業の継続を支援するとともに、従業員の賃上げ環境づくりに向けた支援を行うため、経済と環境の好循環を目指すグリーン・トランスフォーメーション（GX）経営に取り組むために設備投資を行う中小企業者等及び個人事業主に対して、予算の範囲内において賃上げ率に応じた補助金を交付します。

申請期間

令和8年7月27日（月）～10月30日（金）

- ・申請期間内であっても予算額に達した場合は受付を締め切ります。
- ・6月8日（月）から専用のコールセンターを開設します。

補助率・上限額

補助率 **1/3** または **2/3** 補助上限額 **100～400万円**

- ・表明する賃上げ率に応じて補助率及び補助上限額が異なります。
- ・詳しくは裏面をご確認ください。（1事業者1回限り）（千円未満の切捨て）

補助対象者

市内に事業所を有し、事業活動を営む中小企業者等又は個人事業主

- ・本事業における中小企業者は、中小企業基本法における定義によります。
- ・学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等を含みます。
- ・日本標準産業分類で定める農業、林業、漁業等に該当する事業者など、対象とならない場合があります。詳しくはお問合せください。

対象設備・経費

市内の店舗、工場、事務所等に事業のために設置するもので、省エネ効果を認める下記設備の導入に係る経費（施工費を含む）

- 空調設備 ■照明設備 ■給湯設備 ■冷凍冷蔵庫（ショーケースを含む）
- 変圧器 ■ボイラー設備 ■産業用モータ（圧縮機・送風機・ポンプ）
- 太陽光発電・蓄電設備【拡充】** ■生産設備（工作機械、プラスチック加工機械等）
- 自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車
- 自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車
 - ・対象設備等には国等が定める一定の基準を満たすなどの要件があります。
 - ・対象経費については裏面にも記載がございますのでご確認ください。
 - ・**太陽光発電・蓄電設備の申請は「群馬県環境GS認定制度」の事前登録が必要です。**

注意事項

- 申請書等の用紙は、市ホームページからダウンロードしてください。
- 補助金の交付決定日後に着手した設備・工事が対象となります。
- 対象経費の合計金額が10万円以上（税抜き）が対象となります。
- 令和9年1月31日（日）までに経費支払まで完了**することが条件です。
- 申請には要件がありますので、市ホームページを確認してください。

問い合わせ先 申し込み先

問い合わせ・申し込み先 受付：午前9時～午後5時(土日祝除く)
伊勢崎市GX補助金事務局（書類は郵送での提出です）
〒370-0831 群馬県高崎市あら町167 高崎第一生命ビル2階
TEL：027-325-2202 / Eメール：isesaki-gxsupport@or.kntct.com



▲市ホームページ

表明する賃上げ率に応じた補助率、補助上限額

表明する賃上げ率	補助率	補助上限額	補助上限額となる対象経費 ※参考
賃上げ表明なしの場合	1/3	100万円	300万円 (×1/3=100万円)
2%以上 4%未満	2/3	200万円	300万円 (×2/3=200万円)
4%以上 6%未満	2/3	300万円	450万円 (×2/3=300万円)
6%以上	2/3	400万円	600万円 (×2/3=400万円)

- ・賃上げ率は、直近の確定申告書の給与及び賃金の額の合計額を基準に算出してください。
- ・上記による賃上げ方針の表明は、雇用契約を直接締結した従業員（代表者1名でも可）に対して行った後に、「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（様式第14号）」を作成してください。
 ※福利厚生費、法定福利費、退職金は、賃上げに該当しません。
 ※従業員がいない場合や、直近の確定申告書の提出ができない場合は、補助率1/3、補助上限額100万円が適用となります。（家族等の専従者は従業員とみなしません。）
 ※上記の様式第14号に署名等を行う従業員は、伊勢崎市内の事業所等に勤務する方としてください。

詳しくは市ホームページをご確認いただくか、事務局へお問い合わせください。

提出書類

【交付申請】※事務局へ郵送

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助事業内容説明書、事業収支予定内訳書（様式第1号別紙1、別紙2）
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) 補助対象経費に係る補足資料（設備のカatalog、仕様書、設計書、設置個所等の写真）
 - ・自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車の場合は許可を受けたことが分かる書類の写し
 - ・自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車の場合は登録を受けたことが分かる書類の写し
 - ・太陽光発電・蓄電設備の場合は群馬県環境GS認定制度の認定書の写し
- (5) 個人事業主：住民票の写し
法人：登記事項証明書の写し
※申請日から3か月以内に発行されたもの
- (6) 個人事業主：直近の確定申告書類一式
 - ・第一表・第二表、青色申告決算書又は収支内訳書
 - 法人：直近の確定申告書類一式
 - ・確定申告書：別表一、法人事業概況説明書（両面）
 - ・決算書：表紙、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
- (7) 市税の完納証明書（原本）
※申請日から3か月以内に発行されたもの
- (8) 実施地が市内に存在することが分かる書類
（実施地の住所が記載されているウェブサイト等を印刷したもの等）
- (9) 誓約書（様式第2号）
- (10) 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（様式第14号） ※賃上げ表明を行う事業者のみ

【実績報告】※事務局へ郵送

（事業完了後30日以内）

- (1) 実績報告書（様式第7号）
- (2) 補助対象経費に係る請求書及び領収書又は支払を証明する書類の写し
 - ・請求書と領収書等どちらの提出も必要です。
- (3) 補助事業等の実施状況を示す書類
（施工箇所の写真、導入設備等の写真）
- (4) 自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し
 - ・自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車及び自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車の場合

【補助金請求】※実績報告と併せて提出

- (1) 交付請求書（様式第9号）
- (2) 振込先口座が分かる通帳等の写し
（カタカナ名義等が記載されている見開きページの写し）

※書類の提出の流れについて不明な場合は、市ホームページをご確認いただくか、事務局へお問い合わせください。

※その他追加で書類を求める場合があります。

対象経費

- (1) 設備導入経費：事業の実施に不可欠な備品等の購入に要する経費
 - ・消耗品は除きます。（自動車の場合諸経費も対象外）
- (2) 撤去処分費：導入に伴う既存設備の撤去及び処分に要する経費（自動車の場合は対象外）
 - ・上記に該当する場合であっても、補助金の交付決定以前に着手したもの、国、県又は市が実施する他の補助制度の対象となるものは除きます。